

○筑波大学における情報システム利用に関するガイドライン

平成 18 年 3 月 16 日
学術情報メディアセンター

筑波大学における情報システム利用に関するガイドライン

(趣旨)

このガイドラインは、筑波大学の計算機資源・ネットワーク資源を用いて学内ネットワーク及びインターネットに接続された情報システムを利用するにあたって遵守すべきガイドラインを定めたものである。

(ユーザ ID 管理)

利用者は、ユーザ ID 等を他者に使用させないこと。また他者のユーザ ID 等を使用しないこと。

(パスワード管理)

利用者は、パスワードを容易に類推可能でないものとし、厳重に管理すること。

(利用制限の遵守)

利用者は、利用するネットワークサービスの各利用制限(Acceptable Use Policy)を守らなければならない。

(不正アクセス行為等の禁止)

利用者は、ネットワークを通じてアクセス可能な他のシステムを不正に利用したり、その運用を妨害したり、損傷を与える行為を行ってはならない。

(セキュリティの維持)

利用者は、セキュリティを損なわないように努めなければならない。

(コンピュータウィルスの対策)

利用者は、添付ファイルのある電子メールを含め、外部からデータまたはソフトウェアを取り入れる場合には、できるかぎりウィルスチェックを行うように努めなければならない。

(不審な電子メールへの対策)

利用者は、未知あるいは信頼できないソースから提供されたと思われる不審なメールに添付されたファイルを必要がない限り開かないように努めなければならない。

(報告義務)

不正アクセス、あるいはシステム運用に関する妨害行為などを発見した場合、利用者は

速やかにシステム管理者に報告しなければならない。

(情報発信における責任の明示)

少数の特定された対象に対し私信を出す場合およびインターネットに情報を公開する場合、偽名・匿名を用いず、発信情報に関する責任の所在を明示しなければならない。

ここでインターネットに情報を公開するとは、次のことをいう。

- WWW ページを開設する
- ネットワーク・ニュースに投稿する
- メーリングリストにメールを送る
- 遠隔会議システムにメッセージを送る
- 掲示板等に書き込む
- その他、上記に類する行為

(情報公開のコンテンツに関する遵守事項)

インターネットに対する公開情報は、研究・教育活動に関連するものを原則とし、以下に掲げる項目に該当するものを公開してはならない。

法令等に基づくもの

- 他人の名誉を傷つけることを目的としたもの
- わいせつなもの
- 著作権に違反したもの
- 他人のプライバシー・肖像権を侵害したもの
- その他法令に違反したもの

学内規則等に基づくもの

- 商業活動を目的としたもの
- 特定の政党又は宗教団体に係わる活動を目的としたもの
- 本学の名誉を傷つけたり、品位をそこなうようなもの
- 公職選挙法に基づく選挙活動を目的としたもの
- その他筑波大学の規則に違反したもの

(注) ネットワーク利用に当たっては、インターネット技術調査特別委員会(IETF:Internet Engineering Task Force)のネットワーク責任利用作業部会(RUN)の成果著作物である、RFC(Request for Comments)1855等を参考にして下さい。

なお、次により参照可能です。

<http://www.ipe.tsukuba.ac.jp/doc/netiquette/>